

令和4年

1月号

濱田会計事務所通信

令和4年1月5日発行 Vol.53

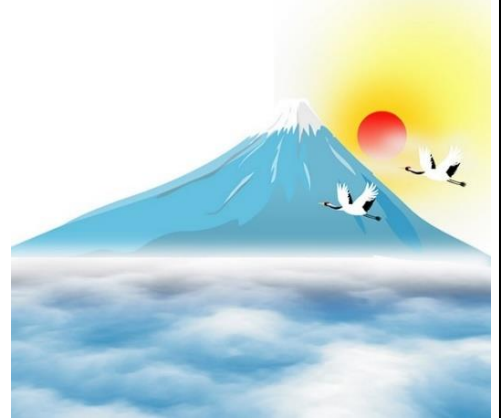
新年明けましておめでとうございます

旧年中は一方ならぬお引立てを賜り、心から御礼申し上げます。皆様のお力添えを頂きまして開業から無事5年が経過し、6年目を迎える事が出来ました。

今後は今年早々延期となりましたが、電子取引データの保存義務や、来年に始まる適格請求書等保存方式の事前準備など複雑な制度改正が待っています。

今年も事務所通信、メールマガジン、YouTubeを通じて様々な情報提供を行い皆様のお役に立てますよう、一層努力をして参る所存です。

今後とも末永いお付き合いを何卒宜しくお願い申し上げます。



電子取引データの保存義務が急遽実質2年延期になりました

先月号で令和4年1月1日からPDFファイルなどで受け取った請求書や領収書などの電子取引データについて、検索機能を確保するためにファイル名に取引年月日等をつけたうえで電子データのまま保存しなければならない改正電子帳簿保存法についてご案内しましたが、令和3年12月10日に公表された令和4年度税制改正大綱で、実質的に2年延期されることとなりました。ただし、無条件に延期という訳ではないという事と、予定では2年後に電子取引データの保存義務が始まりますので、引き続きご注意ください。

税制改正大綱の内容

- ・ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。
- ・ 上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

簡単に説明すると、電子データで保存することが困難でデータを書面で出力しており、調査の際に提示出来るようにしていれば2年間は電子取引データで保存しなくても良いという内容です。

詳しくは動画でも解説していますので、そちらもご覧下さい。



YouTube
チャンネル



事業復活支援金の続報

先月号でご案内した事業復活支援金について12月24日に具体的な計算方法が公表されました。現時点では申請の受付は開始しておらず不明な点も多いのですが、対象期間の売上高を3年前の売上高と比較することが出来るなど対象期間が従前の給付金よりも広がっていますので、対象となりそうな方はご注意下さい。

給付対象

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

給付額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

算出式

給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5をかけた額との差額

給付額 = (基準期間※1の売上高) - (対象月※2の売上高) × 5

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

動画解説はこちら



YouTube
チャンネル



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信しますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTubeで動画配信も始めました。是非こちらもご覧下さい。

【最近の動画】

- ・国の借金の嘘？1216兆円って実際どうなの？
- ・『図解』事業復活支援金の計算方法
- ・いきなり2年延期になった電子取引データの保存義務
- ・仮想通貨をするなら必ず知っておくべき税金の話



YouTube
チャンネル

 濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

